

薩摩川内市区町村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

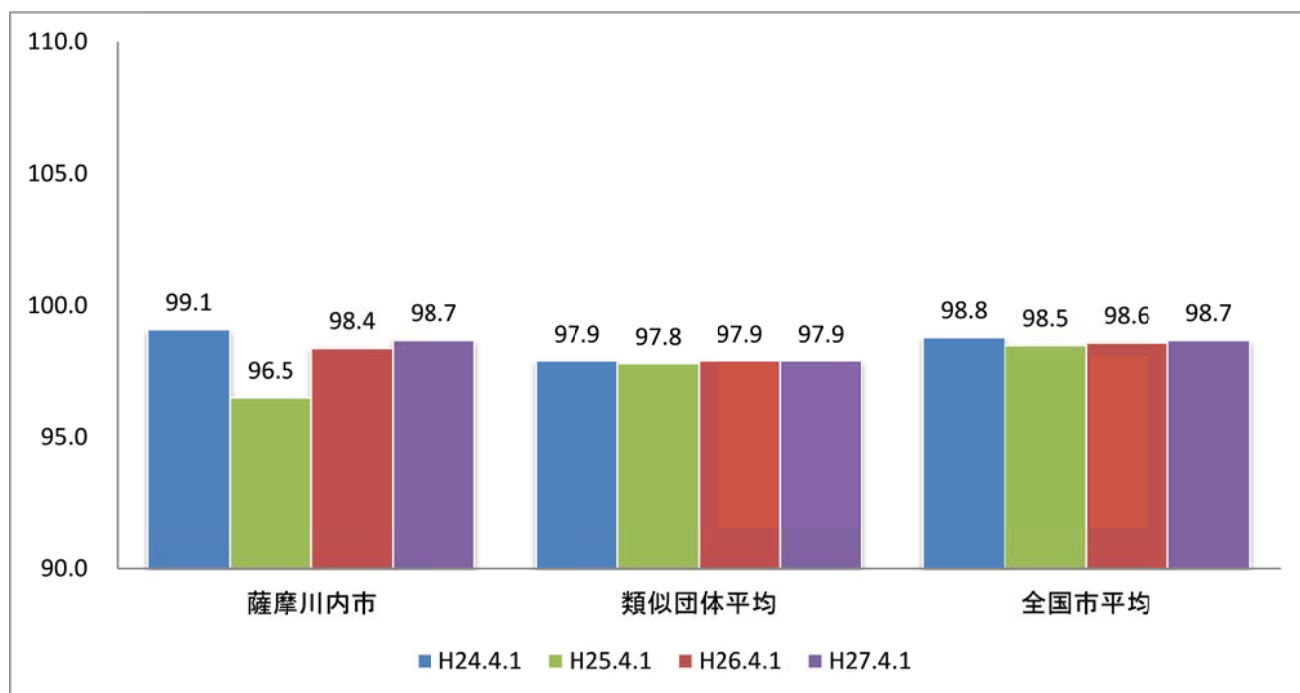
区分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の 人件費率
26年度	98,347人	562億 6004万3千円	23億 4029万1千円	95億 366万6千円	16.9%	17.6%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	955人	39億 4994万3千円	6億 9838万3千円	14億 9911万9千円	61億 4744万5千円	6,437千円	5,989千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

平成25年度は市独自の給料カット（平均2.5%）を実施していたため

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
26年度	円 —	円 —	円 (— %)	% —	% —	% —

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
26年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[**実施**] 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。

なお、激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

また、他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

平成27年度以降における地域手当の支給対象地域無し。
 ※派遣職員に係る地域手当については国の基準と同様の見直しを実施

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(6)特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（27年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
薩摩川内市	45.3歳	347,100円	412,171円	376,643円
鹿児島県	44.9歳	332,700円	406,376円	366,526円
国	43.5歳	334,283円	—	408,996円
類似団体	42.3歳	319,936円	355,113円	338,663円

②技能労務職

区分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与 月額(B)	A/B
薩摩川内市	51.0歳	47人	306,200円	327,730円	320,832円	—	—	—	—
うち学校主事	49.4歳	31人	310,100円	333,778円	327,165円	用務員	54.6歳	200,300円	1.67
うちその他	53.5歳	16人	291,400円	306,936円	301,043円	—	—	—	—
鹿児島県	52.4歳	325人	340,200円	391,410円	368,044円	—	—	—	—
国	50.2歳	2,994	289,141円	—	328,318円	—	—	—	—
類似団体	50.0歳	32人	317,404円	342,918円	324,104円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
薩摩川内市	—	—	—
うち学校主事	5,374,836円	2,774,400円	1.93
うちその他	4,949,032円	—	—

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
薩摩川内市	49.5歳	390,605円	437,039円
鹿児島県	44.4歳	383,500円	446,730円
類似団体	39.9歳	301,604円	335,703円

(注) 1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(27年4月1日現在)

区 分		薩摩川内市	鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	174,200円	174,200円	174,200円
	高校卒	142,100円	142,100円	142,100円
技能労務職	高校卒	135,400円	149,000円	—
	中学卒	— 円	131,500円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（27年4月1日現在）

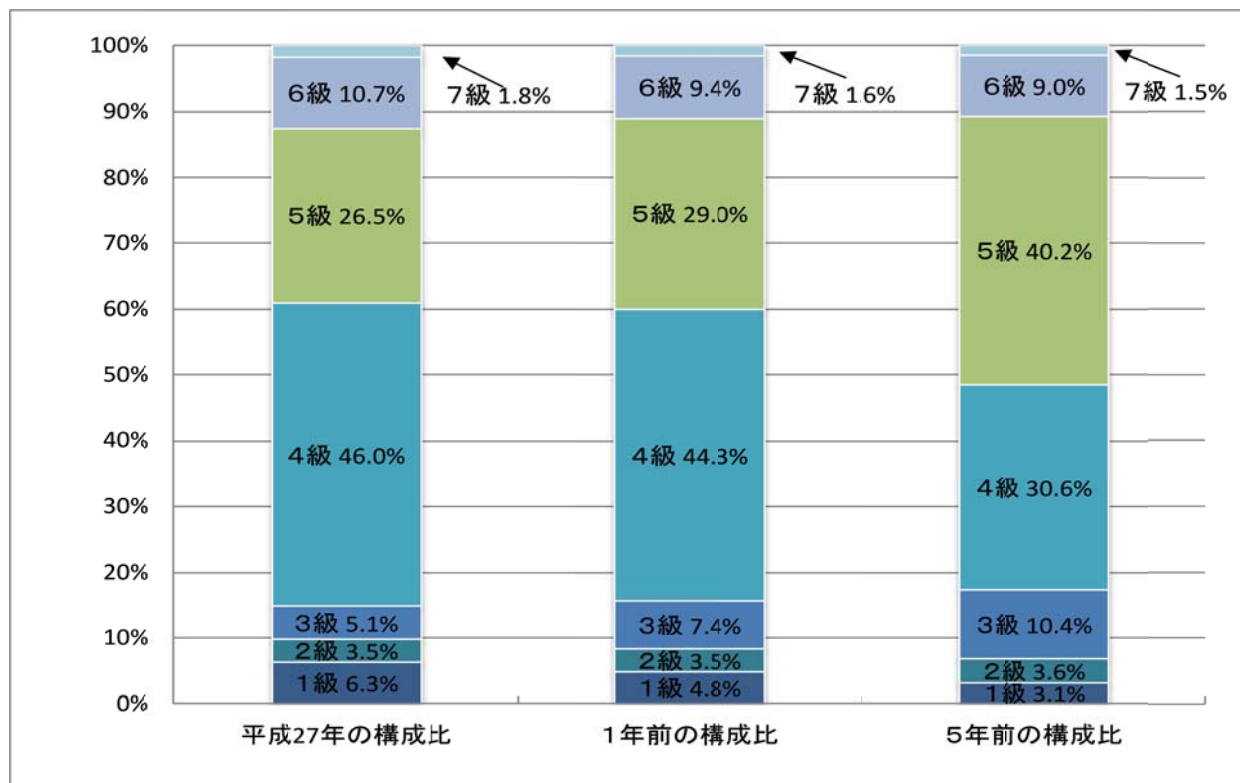
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	275,669円	357,022円	387,100円	394,625円
	高校卒	239,275円	322,650円	358,030円	373,444円
技能労務職	高校卒	円	293,400円	304,288円	346,050円
	中学卒	円	円	275,800円	円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（27年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	43 人	6.3 %	137,600 円	244,900 円
2 級	主事	24 人	3.5 %	187,700 円	301,900 円
3 級	主任補	35 人	5.1 %	223,900 円	347,700 円
4 級	主任、総括主任	314 人	46.0 %	258,300 円	378,700 円
5 級	参事補	181 人	26.5 %	285,000 円	390,700 円
6 級	参事	73 人	10.7 %	315,800 円	407,900 円
7 級	参与	12 人	1.8 %	360,100 円	442,600 円

- (注) 1 薩摩川内市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

現在、人事評価は実施しているが、昇給を含む処遇への反映は実施していないため、昇給前1年間の勤務成績が良好であった場合は、昇給の号給数を4号給（55歳以上は昇給停止）とすることを標準としている。

なお、管理職については3号給となる。

(3) 等級等ごとの職員の数公表（地方公務員法第58条の3関係）

行政職給料表（一）（28年4月1日現在）

等級	職務	合計		内訳	
		人数	(%)	職名	人数
1級	1 主事補の職務	20	2.1	主事補	20
	2 主事（2級に掲げる主事を除く。）の職務	64	6.6	主事	64
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	44	4.5	主事	44
3級	主任補の職務	41	4.2	主任補	41
4級	1 主任の職務	350	36.2	グループ長	48
	2 総括主任の職務	112	11.6	専門員 総括主任 主任 消防局係長	5 48 350 11
5級	参事補の職務	231	23.9	課長代理	64
				室長代理	4
				主幹	136
				川内クリーンセンター所長	1
				選挙管理委員会事務局長代理	1
				監査事務局長代理	1
				農業委員会事務局長代理	1
				少年自然の家所長代理	1
				中央図書館長代理	1
				幼稚園長	4
				幼稚園長代理	4
				診療所事務長	5
				消防局副署長	6
消防局副分署長	2				
6級	参事の職務	90	9.3	支所長	8
				課長	57
				室長	7
				専門職	8
				選挙管理委員会事務局長	1
				監査事務局長	1
				農業委員会事務局長	1
				少年自然の家所長	1
				中央図書館長	1
				消防局署長	3
				消防局分署長	2
7級	参与の職務	15	1.6	部長	7
				議会事務局長	1
				消防局長	1
				水道局長	1
				消防局次長	1
				危機管理監	1
				新エネルギー対策監	1
				六次産業対策監	1
				観光・スポーツ対策監	1

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

薩摩川内市	鹿児島県	国
1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,574 千円	1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,588 千円	—
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

現在、人事評価は実施しているが勤勉手当へ反映は実施していない。

(2) 退職手当 (27年4月1日現在)

薩摩川内市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 27.405月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 (退職時特別昇給 —) 1人当たり平均支給額 8,734千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%) 21,620千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)	2,704 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	386,285 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京特別区	18%	3人	18%
大阪府大阪市	15%	0人	15%
福岡県福岡市	10%	1人	10%
	%	人	%
	%	人	%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)	98.7 (98.7)		

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (27年4月1日現在)

支給実績 (26年度決算)		5,039 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)		29,015 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (25年度)		21.2 %	
手当の種類 (手当数)		14	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務徴収業務手当	税務課、収納課若しくは地域振興課に勤務する職員	市税等の徴収業務	日額200円
クリーンセンター業務手当	川内クリーンセンター、上甌島クリーンセンター、下甌島クリーンセンター、鹿島クリーンセンターに勤務する職員	一般廃棄物収集業務等	日額150円
社会福祉業務手当	保護課又は地域振興課に勤務する職員	生活保護法の規定に基づく保護の業務	日額250円
行旅病人等取扱業務手当	行旅病人又は行旅死亡人を取扱う業務に従事した職員	行旅病人の移送又は看護業務に従事した場合	日額1,000円
		行旅死亡人の収容業務に従事した場合	1体当たり5,000円
医師手当	医師又は歯科医師	医師又は歯科医師業務	1月1,700千円以内
看護師等業務手当	看護師又は准看護師	手術業務	1回2,000円
夜間看護手当	看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務	深夜の全部を含む勤務 6,800円 深夜の勤務時間が4時間以上7時間未満の勤務 3,300円 深夜の勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務 2,900円 深夜の勤務時間が2時間未満の勤務 2,000円
緊急業務手当	薩摩川内市簡易水道事業職員	正規の勤務時間以外の時間に、突発的事故により召集を受け、復旧工事等緊	1回1,000円

	薩摩川内市温泉給湯事業職員	急工事に係る業務	
はしご業務手当	消防局職員のうち、はしご付消防自動車及び屈折はしご付消防自動車の業務に従事する職員	消防はしご車の業務	1勤務日200円
救急業務手当	消防局職員のうち、救急業務に従事する職員	救急業務	1回150円
出動手当	消防局職員	火災及びその他の災害出動業務	1回150円
潜水業務手当	消防局職員	潜水業務	1回300円
夜間特殊業務手当	消防局職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時まで間）において行われる消防通信の業務	深夜の勤務時間が2時間以上5時間未満の勤務 300円
			深夜の勤務時間が2時間未満の勤務 200円
緊急消防援助隊手当	消防局職員	災害発生市町村の消防の応援業務	1勤務日3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	255,487 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 （平成26年度決算）	268 千円
支給実績（平成25年度決算）	197,211 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 （平成25年度決算）	201 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)												
扶養手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扶養親族である配偶者</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>配偶者以外の扶養親族</td> <td>6,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	扶養親族である配偶者	13,000円	配偶者以外の扶養親族	6,500円	同じ	-	167,608千円	271,210円						
	区 分	金 額															
扶養親族である配偶者	13,000円																
配偶者以外の扶養親族	6,500円																
<p>※職員に配偶者がいない場合は、扶養親族のうち1人について11,000円とする。</p> <p>※扶養親族のうち、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子については、1人につき5,000円を加算する。</p>																	
住居手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>支給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①借家 (家賃月額が12,000円を超える場合に限る)</td> <td>家賃の額に応じ 500円～27,000円</td> </tr> <tr> <td>②自宅(市内)</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	支給月額	①借家 (家賃月額が12,000円を超える場合に限る)	家賃の額に応じ 500円～27,000円	②自宅(市内)	3,000円	異なる	①については、同じ。 ②について支給する。	87,278千円	122,581円						
	区 分	支給月額															
①借家 (家賃月額が12,000円を超える場合に限る)	家賃の額に応じ 500円～27,000円																
②自宅(市内)	3,000円																
通勤手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①交通機関利用者</td> <td>運賃相当額を支給 (限度額55,000円)</td> </tr> <tr> <td>②交通用具使用者</td> <td>4,100円～24,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支給月額	①交通機関利用者	運賃相当額を支給 (限度額55,000円)	②交通用具使用者	4,100円～24,500円	異なる	①については、同じ。 ②金額の上下限は同じ。本市は支給区分を細かく設定。	65,131千円	86,957円						
	区分	支給月額															
①交通機関利用者	運賃相当額を支給 (限度額55,000円)																
②交通用具使用者	4,100円～24,500円																
特勤勤務手当	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支給対象者</td> <td>上甌島及び下甌島に所在する公署に勤務する職員</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>(給料+扶養手当)×10%</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象者	上甌島及び下甌島に所在する公署に勤務する職員	支給額	(給料+扶養手当)×10%	異なる	支給割合を別に設定。	14,850千円	464,063円								
支給対象者	上甌島及び下甌島に所在する公署に勤務する職員																
支給額	(給料+扶養手当)×10%																
宿日直手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>宿直勤務</th> <th>日直勤務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁・支所</td> <td>4,200円</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>上甌分駐署・下甌分駐署・診療所(医師、歯科医師等を除く)・少年自然の家</td> <td>5,900円</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td>診療所(医師、歯科医師等に限る)</td> <td>20,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	宿直勤務	日直勤務	本庁・支所	4,200円	4,200円	上甌分駐署・下甌分駐署・診療所(医師、歯科医師等を除く)・少年自然の家	5,900円	5,900円	診療所(医師、歯科医師等に限る)	20,000円	20,000円	同じ	-	4,856千円	346,857円
	区 分	宿直勤務	日直勤務														
	本庁・支所	4,200円	4,200円														
上甌分駐署・下甌分駐署・診療所(医師、歯科医師等を除く)・少年自然の家	5,900円	5,900円															
診療所(医師、歯科医師等に限る)	20,000円	20,000円															

管理職手当	支給対象者	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職にある職員	同じ	-	52,107千円	515,911円
	支給額	職に応じ24,000円～68,400円				
管理職員特別勤務手当	支給対象者	管理職手当を受給する職員	同じ	-	0千円	0円
	支給要件	臨時又は緊急の必要により週休日・休日等に勤務した場合				
	支給額	勤務1回につき8,000円以内				
単身赴任手当	支給対象者	異動等に伴い、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員	同じ	-	6,828千円	325,143円
	支給額	距離に応じ23,000円～68,000円				

5 特別職の報酬等の状況（27年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	915,000 円	(ー 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 市 町 村 長	726,000 円		1,061,000円 / 440,000円	885,000円 / 375,000円
報 酬	議 長	458,000 円	(ー 円)	737,000円 / 310,000円	
	副 議 長	396,000 円	(ー 円)	653,000円 / 245,000円	
	議 員	370,000 円	(ー 円)	591,000円 / 222,000円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(26年度支給割合) 2.95月分			
	議 長 副 議 員	(26年度支給割合) 2.95月分			
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 市 町 村 長	915千円×480/100 726千円×360/100	17,568千円 10,454千円	任期満了時(任期毎) 任期満了時(任期毎)	
	備 考				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

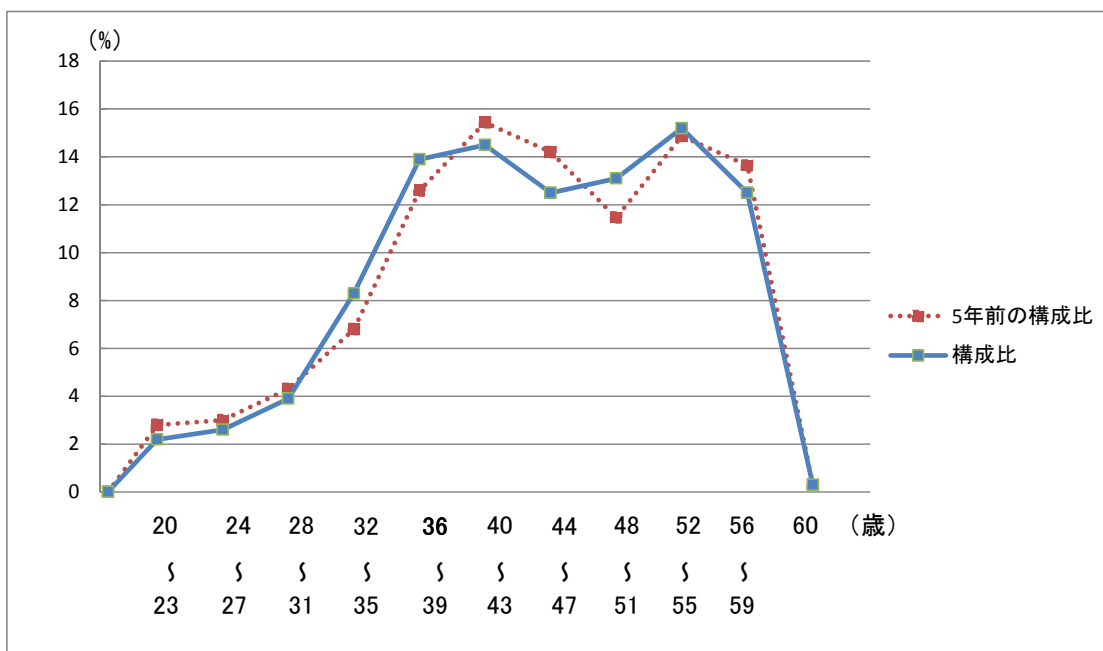
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成27年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	9	9	0	ス ポ ー ツ 業 務 の 移 管 支 所 業 務 の 見 直 し 新 制 度 に 伴 う 業 務 移 管 業 務 の 統 廃 合 業 務 の 統 廃 合 業 務 の 増
		総 務	230	220	10	
		税 務	66	70	△ 4	
		民 生	71	69	2	
		衛 生	50	54	△ 4	
		労 働	1	1	0	
農 林 水 産	79	83	△ 4			
商 工	37	35	2			
土 木	104	104	0			
	計	647	645	2	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 65.79 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 53.66 人)	
	教 育 部 門	144	163	△ 19	業 務 の 統 廃 合	
	消 防 部 門	148	148	0		
	小 計	939	956	△ 17	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 95.48 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 71.58 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院 水 道 交 通 下 水 道 そ の 他	病 院	33	39	△ 6	看 護 師 ・ 歯 科 衛 生 士 の 退 職 不 補 充
		水 道	33	33	0	
		交 通	0	0	0	
		下 水 道	12	12		
		そ の 他	39	39		
小 計	117	123	△ 6			
合 計		1056	1079	△ 23	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 107.37 人	
		[1370]	[1370]	[0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (27年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以 上	計
職員数	5 人	30 人	32 人	46 人	72 人	133 人	163 人	150 人	121 人	157 人	144 人	3 人	1,056 人

(3) 職員数の推移 (単位：人・%)

部 門 \ 区 分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	717	691	681	669	645	647	△ 70 (△ 9.8 %)
教 育	181	177	176	166	163	144	△ 37 (△ 20.4 %)
消 防	148	149	148	148	148	148	0 (0.0 %)
普通会計計	1,046	1,017	1,005	983	956	939	△ 107 (△ 10.2 %)
公営企業等会計計	130	132	127	125	123	117	△ 13 (△ 10.0 %)
総合計	1,176	1,149	1,132	1,108	1,079	1,056	△ 120 (△ 10.2 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度	千円 1,199,891	千円 118,620	千円 163,211	% 13.6	% 13.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 22	千円 96,787	千円 13,216	千円 35,480	千円 145,483	千円 6,613	千円 5,989

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、27年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

特記事項なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（27年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
薩摩川内市	46.0歳	366,617円	551,072円
団体平均	44.9歳	348,021円	517,229円
事業者	—	—	—

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

薩摩川内市（水道事業）	薩摩川内市（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（26年度） 1,613千円	1人当たり平均支給額（26年度） 1,574千円
(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.50月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.50月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（27年4月1日現在）

薩摩川内市（水道事業）			薩摩川内市（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.455月分	27.405月分	勤続20年	20.455月分	27.405月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 ・役職加算 2～20%			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 ・役職加算 2～20%		
（退職時特別昇給 — ）			（退職時特別昇給 — ）		
1人当たり平均支給額 8,734千円 21,620千円			1人当たり平均支給額 8,734千円 21,620千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）	— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	— 円

エ 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		99千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		11,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		40.9%		
手当の種類（手当数）		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給 単価
緊急業務手当	薩摩川内市水道局 就業規程第8条の 規定による勤務時 間以外の時間に、 突発的・事故により 召集を受け復旧等 緊急工事に係る業 務に従事した職員	勤務時間以外の 時間に、突発的・事 故により召集を 受け従事した、復 旧等緊急工事に かかる業務	99千円	1件当たり 1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	7,159千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	325千円
支給実績（25年度決算）	5,435千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	247千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)						
扶養手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扶養親族である配偶者</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>配偶者以外の扶養親族</td> <td>6,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※職員に配偶者がない場合は、扶養親族のうち1人について11,000円とする。 ※扶養親族のうち、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子については、1人につき5,000円を加算する。</p>	区 分	金 額	扶養親族である配偶者	13,000円	配偶者以外の扶養親族	6,500円	同じ	—	3,930千円	262,000円
区 分	金 額										
扶養親族である配偶者	13,000円										
配偶者以外の扶養親族	6,500円										
住居手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>支給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①借家 (家賃月額が12,000円を超える場合に限り)</td> <td>家賃の額に応じ 500円～27,000円</td> </tr> <tr> <td>②自宅(市内)</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	支給月額	①借家 (家賃月額が12,000円を超える場合に限り)	家賃の額に応じ 500円～27,000円	②自宅(市内)	3,000円	異なる	—	2,255千円	125,267円
区 分	支給月額										
①借家 (家賃月額が12,000円を超える場合に限り)	家賃の額に応じ 500円～27,000円										
②自宅(市内)	3,000円										
通勤手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①交通機関利用者</td> <td>運賃相当額を支給 (限度額55,000円)</td> </tr> <tr> <td>②交通用具使用者</td> <td>4,100円～24,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支給月額	①交通機関利用者	運賃相当額を支給 (限度額55,000円)	②交通用具使用者	4,100円～24,500円	異なる	—	1,897千円	90,314円
区分	支給月額										
①交通機関利用者	運賃相当額を支給 (限度額55,000円)										
②交通用具使用者	4,100円～24,500円										
管理職手当	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支給対象者</td> <td>管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職にある職員</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>職に応じ24,000円～68,400円</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象者	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職にある職員	支給額	職に応じ24,000円～68,400円	同じ	—	1,806千円	602,032円		
支給対象者	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職にある職員										
支給額	職に応じ24,000円～68,400円										
休日勤務手当	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支給対象者</td> <td>休日等に勤務を命じられた職員</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>1時間当たり給料の135%</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象者	休日等に勤務を命じられた職員	支給額	1時間当たり給料の135%	同じ	—	50千円	3,343円		
支給対象者	休日等に勤務を命じられた職員										
支給額	1時間当たり給料の135%										